

## 社会貢献の森における森林整備活動に関する協定書

静岡森林管理署長（以下「甲」という。）と住友林業株式会社（以下「乙」という。）は、「社会貢献の森」における森林整備活動に関し、次のとおり協定を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

### 第1（協定の目的）

この協定は、協定締結者の役割を明らかにするとともに、協定締結者の連携及び協力により、本協定に基づく社会貢献の森における森林整備活動（植樹、獣害・病虫害対策、補植、下刈等）が円滑に実施されることを目的とする。

### 第2（社会貢献の森の名称、位置及び面積）

甲は、静岡森林管理署所管の下記国有林を社会貢献の森として乙に活動させるものとする。

国有林名	林小班	面積
富士山国有林	171林班口小班	0.08 ha

なお、社会貢献の森の名称は、「富士山「まなびの森」」とする。

### 第3（森林整備活動計画書等の提出）

乙は、当初協定活動期間の活動実施にあたっては、事前に提出された「社会貢献の森」における森林整備活動計画書（以後活動計画書とする。）の内容とし、次回更新時の活動実施にあたっては、当初の計画を見直し別紙様式3により5カ年活動計画を作成し、甲と調整した上で、協定の有効期限内に甲に提出するものである。

### 第4（年間活動計画書の提出）

乙は、毎年度の活動の実施にあたって、別紙様式4により年間活動計画書を作成し、甲と調整の上、当該年度の前年度中に提出するものとする。

なお、初年度にあつては協定締結のあった日から14日以内までに甲に提出するものとする。

また、年度途中で活動内容を著しく変更しようとする場合は、あらかじめ甲と連絡及び調整を行うものとする。

### 第5（活動実績の報告）

乙は、毎年度の活動実績について、別紙様式5により年度末までに甲に報告するものとする。

### 第6（活動の実施）

乙は、当初協定活動期間については、別紙1及び様式4の計画に、協定更新後については、別紙様式3及び4の計画に沿って活動を実施するものとする。

2 乙は甲と、適切な連絡調整を図りながら、活動の円滑な実施に努めるものとする。

- 3 乙は、活動を行う森林が各般の法令等の制限を課せられている場合にあつては、その法令等による規定を遵守し活動を実施するものとする。

#### 第7 (入林の際の連絡・調整)

乙は、入林にあつては、事前に当日の責任者名、入林者数、活動内容、入林期間等を、甲に書面 (FAX及びメールによる場合を含む。) 等により連絡し、必要な調整を行うものとする。

また、乙は、責任者に活動参加者名簿を携行させるものとする。

#### 第8 (安全確保等の措置)

乙は、活動の実施の都度、実施場所ごとに責任者を配置するとともに、事故の未然防止に必要な措置、事故発生時等の連絡等の緊急体制の確保及び事後措置等について万全を期すること。

- 2 乙は、本協定に基づく活動の参加者の安全を責任をもって確保するとともに活動参加者の事故等については、乙において一切の責任を負うこととする。

万一、活動に伴い事故が発生し、活動参加者が負傷等した場合の補償等の責任の所在について、あらかじめ明確にしておくこととする。

#### 第9 (経費の負担)

活動の実施に要する経費は、乙が負担するものとする。

#### 第10 (立木竹等の所有権等の権利)

乙は、協定締結期間中及び協定締結終了後のいずれにおいても、実施箇所の土地、立木等についての所有権及び、活動により生じる全ての権利を有しないものとする。

#### 第11 (施設の設置等)

乙は、活動に必要な施設を設置する場合は、仮設工作物等簡易なものであつて、土地の形質変更が軽微なものに限るものとし、施設の設置計画等についてあらかじめ甲に連絡し、調整を行うものとする。

#### 第12 (法令等も遵守)

乙は、活動の対象となる国有林野に係る法令等による規定を遵守するものとする。

#### 第13 (火事防止等の措置)

乙は、当該実施箇所及びその周辺において、土砂の崩壊もしくは流出、火災等の災害又はその他の被害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、遅延なく甲に届け出るものとする。

- 2 乙は、活動参加者に対して、当該箇所及びその周辺における火災防止に十分留意し、山火事防止に万全を期するとともに、万一、山火事が発生した場合には、直ちに甲及び消防関係機関等に連絡するものとする。

3. 乙は、活動参加者に対して、活動に伴うゴミの始末等の注意を呼びかけ、当該実施箇所及びその周辺における環境美化に努めるものとする。

#### 第14 (損害賠償)

乙及び活動実施者は、その責に帰すべき事由により、立木竹、その他の国有財産に損害を与えた場合は、これに相当する金額を補償するものとする。

#### 第15 (活動の円滑な実施への協力)

甲は、活動が円滑に実施されるよう、活動の開始に当たっての現地案内及び説明並びに活動計画の策定に当たっての助言等に協力を行うものとする。

#### 第16 (社会貢献の森の適切な管理)

甲は、社会貢献の森が国民により自主的に整備等されるものであることを踏まえ、適切な管理を行うものとする。

#### 第17 (協定の破棄等)

甲は、次の場合、協定を破棄することができるものとする。

この場合、甲は乙に事前に通知するものとする。

- (1) 活動の対象となる国有林野に係る法令等に違反する行為があった場合
  - (2) 協定に基づいた森林整備活動の実施の見込みがなく、又は活動の円滑な実施に著しく支障が生じたものと甲が認める場合があつて、乙から甲に対し別紙様式6による協定解消に係る申請がない場合又は別紙様式3・4の申請内容が妥当と認められない場合
  - (3) 「社会貢献の森」の全部又は一部を、国又は地方公共団体において公共用、公用又は国の公益的事業の用に供する必要が生じた場合
  - (4) 国有林野事業の管理経営に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすものと認められる場合
  - (5) 協定締結による国民参加の森林づくり実施要領第5の2の団体の条件の全部又は一部を満たさないことが明らかになった場合
  - (6) 協定締結者としてふさわしくない行為をしたことなどにより、協定締結者として不適当であると認められる場合
2. 乙は、やむを得ない事情により協定に基づいた森林整備活動の実施が困難となった場合又は活動の円滑な実施に著しい支障が生じた場合で、今後活動実施の見込みがない場合、別紙様式6により協定解消の申請書を甲に提出するものとする。
- 甲は乙からの申請内容が妥当と認められる場合、当該協定を解消するものとする。

#### 第18 (協定の有効期限)

この協定は、令和5年3月7日から令和8年3月31日まで効力を有するものとする。

2. この協定の更新について、乙は活動の継続の意思がある場合は、別紙様式2により活動の更新を申請及び別紙様式3により次期協定期間の5カ年活動計画作成のうえ提出し、甲がこれを適当と認めるときは協定を更新(5年間)できるものとする。



なお、更新の申請については、協定期間満了の2ヶ月前までに甲に上記を提出すること。  
ただし、この協定については、更新回数は3回までとし、本協定存続期間については、  
初回協定期間満了後から最長で15年間延長できるものとする。

3 乙は、更新を希望しない場合もしくは協定期間以内に森林整備活動が完了した場合は、  
別紙様式6により協定解消について申請し、甲がこれを認める場合は解消できるものとする。

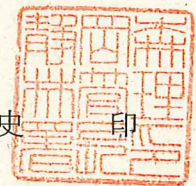
第19 (その他必要と認められる事項)

この協定の実施につき疑義の生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両名記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 5 年 3 月 17 日

(甲) 静岡森林管理署長 猪股 英史 印



(乙) 代表 住所 東京都千代田区大手町1-3-2  
経団連会館

氏名 住友林業株式会社  
代表取締役社長 光吉 敏郎 印





静岡森林管理署長 殿

活動希望者 (代表者)

住所 東京都千代田区大手町1-3-2 経団連会館

住友林業株式会社

氏名 代表取締役社長 光吉 敏郎



「社会貢献の森」における森林整備活動計画書

1 「社会貢献の森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
富士山「まなびの森」	国有林 林班 小班 富士山国有林 171林班 口小班	ha 0.08

2 「社会貢献の森」の活動目的・目標

活動の 目的・目標	旧「山の村」水道施設跡地である埋戻しの荒れ地に植樹して富士山南麓の潜在植生となるよう生態系の回復を図る。 貧栄養の荒れ地ゆえ、最初にヤマハンノキ、バッコヤナギ、ヤシヤブシなどの先駆的樹種を150本、クヌギやイロハモミジなどを30本植樹する。下草刈りなどの育林活動を続けながら、10年目ごろを目途に遷移後期樹種で富士山南麓の潜在植生であるブナ、ミズナラ、ヒメシヤラなどを更に50本ほど補植の意味も含めて追加植樹する。追加植樹の時期や本数に就いては状況調査次第で柔軟に検討する。 追加植樹する苗に就いては可能な限り周辺の森より種子を集め、育苗したものを利用する。
--------------	---

※活動の目的・目標については、くわしく記載してください。

3 その他

貧栄養の荒れ地への植樹と言うことで、最初に先駆的樹種を植え、ある程度育った段階で遷移後期樹種で潜在植生のブナ、ミズナラ、ヒメシヤラなどを追加植樹する。このように2段階での植樹を行うことで植樹を成功させ、生態系を回復させる。

※各種法令の指定状況

国立自然公園普通地域、鳥獣保護区

(注) 本欄については、上記となる。

4 森林整備の活動計画  
 森林整備活動の内容及びスケジュール

	年度	活動内容	植栽木、本数、獣害・病虫害対策等内容及び作業頻度（回数）等	備考
初回協定期間	R4			
	R5	苗木準備 獣害防護柵設置	ヤマハシノキ・ヤシヤブシ・バッコヤナギを150本、クヌギ・イロハモミジなど30本、防護柵140m設置	
	R6	植栽、下刈、 防護柵点検	180本植樹、下刈1回(0.08ha)、柵点検12回	
	R7	下刈、防護柵点検、植 樹木状況調査	下刈1回(0.08ha)、柵点検12回、植樹木状況調査2回	
第1回更新期間	R8	下刈、防護柵点検	下刈1回(0.08ha)、柵点検12回	
	R9	下刈、防護柵点検	下刈1回(0.08ha)、柵点検12回	
	R10	下刈、防護柵点検	下刈1回(0.08ha)、柵点検12回	
	R11	下刈、防護柵点検、植 樹木状況調査	下刈1回(0.08ha)、柵点検12回、植樹木状況調査2回	状況調査に基づき次期計画にて補植(遷移後期樹種)を検討する
	R12	下刈、防護柵点検、植 樹木状況調査	下刈1回(0.08ha)、柵点検12回、植樹木状況調査2回	
第2回更新期間	R13	下刈、防護柵点検	下刈1回(0.08ha)、柵点検12回	
	R14	補植、下刈、防護柵点 検	遷移後期樹種：ブナ・ミズナラ・ヒメシャラなどを補植、下刈1回(0.08ha)、柵点検12回	
	R15	下刈、防護柵点検	下刈1回(0.08ha)、柵点検12回	
	R16	下刈、防護柵点検、植 樹木状況調査	下刈1回(0.08ha)、柵点検12回、植樹木状況調査1回	状況調査次第では次期計画にて再度補植(遷移後期樹種)を検討する
	R17	下刈、防護柵点検、植 樹木状況調査	下刈1回(0.08ha)、柵点検12回、植樹木状況調査1回	
第3回更新期間	R18	防護柵点検	柵点検12回	
	R19	防護柵点検、樹木調査	柵点検12回、樹木生長調査1回	
	R20	防護柵点検	柵点検12回	
	R21	防護柵点検	柵点検12回	
	R22	防護柵点検、樹木調査	柵点検12回、樹木生長調査1回	

- (注) ・活動内容については、植樹、獣害・病虫害対策、下刈等を記述する。  
 ・資材・道具置場等の仮設工作物を設置する場合は記述する。  
 ・初回協定期間の森林整備活動については、本活動計画に基づき活動すること。

令和 年 月 日

静岡森林管理署長 殿

申請者（協定者代表）

住所 東京都千代田区大手町1-3-2  
経団連会館

氏名 住友林業株式会社  
代表取締役社長 光吉 敏郎 印

### 社会貢献の森における森林整備活動に関する協定の更新申請書

静岡森林管理署管内の「社会貢献の森」において、下記のとおり森林整備活動を引き続き実施したいので申請致します。

記

#### 1 実施主体（申請者）

団体名	
代表者名	
所在及び連絡先	住所： TEL： FAX： mail：



## 2 森林づくり活動の構想

活動の目標	
活動の場所	国有林                      林班                      小班
実施面積	ha
活動の内容及びスケジュール	

## 3 森林づくり活動の進め方

交通手段	
活動実施体制	
安全管理体制	

## 4 森林づくり活動等の実績

--



5 その他

--

※各種法令の指定状況

国立自然公園普通地域、鳥獣保護区
------------------

(注) 本欄については、上記となる。

静岡森林管理署長 殿

協定者（代表者）

住所 東京都千代田区大手町1-3-2  
経団連会館

氏名 住友林業株式会社  
代表取締役社長 光 吉 敏 郎 印

「社会貢献の森」における5カ年活動計画書

1 「社会貢献の森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
	国有林 林班 小班	ha

2 5カ年の活動計画

(1) 活動の目標

--

(2) 活動の内容及びスケジュール

活動の内容	1年次 R年	2年次 R年	3年次 R年	4年次 R年	5年次 R年	計
合 計						

(注) ・活動内容については、植樹、獣害・病虫害対策、下刈等を記述、年次欄は活動内容の頻度（回数）について記述はする。  
 ・資材・道具置場等の仮設工作物を設置する場合は記述する。  
 ・欄が足りない場合は、欄を追加もしくは継紙と同様の様式により併せて提出してください。

3 その他

--

※ 各種法令の指定状況

国立自然公園普通地域、鳥獣保護区

--

(注) 本欄については、上記となる。





静岡森林管理署長 殿

協定者（代表者）

住所 東京都千代田区大手町1-3-2  
経団連会館

氏名 住友林業株式会社  
代表取締役社長 光吉 敏郎 印

令和 年度 「社会貢献の森」における活動計画書

1 「社会貢献の森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
	国有林 林班 小班	ha

2 令和 年度活動計画

活 動 内 容	活 動 時 期					
	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	計
合 計						

参考：活動項目の例：植樹、獣害・病虫害対策、下刈など

本表により書き切れない場合は、継紙と同様の様式により併せて提出してください。

3 その他

--

※各種法令の指定状況

国立自然公園普通地域、鳥獣保護区

--

(注) 本欄については、上記となる。





令和 年 月 日

静岡森林管理署長 殿

協定者（代表者）

住所 東京都千代田区大手町1-3-2  
経団連会館

氏名 住友林業株式会社  
代表取締役社長 光吉 敏郎 印

令和 年度 「社会貢献の森」における活動報告書

1 「社会貢献の森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
	国有林 林班 小班	ha

2 令和 年度活動実績

実 施 日	活動実施者	参加者数 (参加者内訳)	活動内容（数量等）

- ※ ・参加者数欄には、参加者の内訳を記載してください。
- ・内訳は、幼児、小学生、中学生、高校生、大学生、教育委員会、緑の少年団、大人、等により区分して下さい。
- ・本表により書き切れない場合は、継紙と同様の様式により併せて報告してください。
- ・活動内容については、作業の種類別（植樹、獣害・病虫害対策、下刈など）、面積又は数量等について記載してください。
- ・植栽（補植を含む）を行う場合は、植栽木の種類別に本数を記載してください。

3 その他

--

※各種法令の指定状況

国立自然公園普通地域、鳥獣保護区

--

(注) 本欄については、上記となる。





静岡森林管理署長 殿

協定者（代表者）

住所 東京都千代田区大手町1-3-2  
経団連会館

氏名 住友林業株式会社  
代表取締役社長 光吉 敏郎 印

1 協定の森の名称・位置・協定の有効期間

名称	位置	面積	協定期間
	国有林	ha	令和 年 月 日
	林班 小班		令和 年 月 日

※ 解消箇所が複数の場合は、継紙と同様の様式により併せて提出してください。

2 これまでの活動経緯・現状

3 協定解消を求める事由

4 施設等の有無

(1) 撤去必要な施設等の有無

有・無

(2) (1) で「有」とした場合の、施設種類・施設数

(3) (1) で「有」とした場合の、施設撤去予定期日

継紙

名称	位置	面積	面積
	国有林 林班 小班	ha	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
	国有林 林班 小班	ha	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
	国有林 林班 小班	ha	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
	国有林 林班 小班	ha	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
	国有林 林班 小班	ha	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日



# 【社会貢献の森】 協定箇所位置図

所在： 静岡県富士宮市粟倉富士山国有林 1 7 1 林班口小班

面積： 0.08ha

